

Q

2

後見人の最初の仕事

後見人に選任されて、まずしなければならないことは何ですか。



A

速やかに被後見人の財産の内容を把握した上で、被後見人のために毎月どのくらいお金が必要かの予算を立て、1か月以内に財産目録等を家庭裁判所に提出してください。

【財産の把握】

後見人の最初の仕事は、被後見人の財産の内容を正確に把握することです。後見人が被後見人の財産を管理するためには、その財産の内容を知らなければなりませんからです。収入（年金、給与、家賃等）、支出（生活費、医療費、施設費、税金、社会保険料等）、資産（預貯金、不動産、生命保険、有価証券、現金等）、負債など、どのようなものがあるかを調査してください。

もし、後見人以外の方が管理している財産がある場合には、速やかに財産の引継ぎを受けてください。

【予算の作成】

その上で、被後見人に必要な費用について、1か月にどの程度かかるか予算を立ててください。なお、後見人がその仕事を行う上で必要な費用（後見事務費といいます。Q7参照）も、予算に含めてください。

【財産目録等の提出】

後見人に選任されてから1か月以内に、後見事務報告書、被後見人の財産目録及び収支予定表を提出していただきます（Q4、5参照）。

資料の作成にあたっては、預貯金は最新の残高が記載された通帳、生命保険は保険証書等、不動産は登記簿謄本（登記事項証明書）等、原本に基づいて正確に記載してください。

なお、これらの資料は、原本を確認させていただいたり、写しを提出していただいたりする場合がありますので、常に整理して保管しておいてください。